

回 答

団体名（ 一般財団法人大阪府視覚障害者福祉協会 ）

（要望項目）

- 1 大阪府は、これまで積み重ねてきた視覚障害者福祉の制度、施策を発展・充実してください。

（回答）

- 府では、障がい施策全般を総合的かつ計画的に推進していくため、貴会をはじめとする関係団体等からも意見を頂戴しながら策定した大阪府障がい者計画に基づき、取組を進めているところです。
- 現行計画の計画期間が今年度末で終了することから、昨年度、大阪府施策推進協議会のもと、第6次大阪府障がい者計画策定検討部会を設置し、障がい当事者も含めた幅広い分野の委員の皆様にご参画いただきながら、次期計画策定に向けた検討を進め、本年6月には次期計画策定に係る意見具申がとりまとめられたところです。
- 引き続き、関係者のご意見を踏まえ、市町村とも十分に連携しながら、意見具申を最大限尊重し、計画を策定してまいります。

（回答部局課名）

福祉部 障がい福祉室 障がい福祉企画課

※要望項目欄に項目番号と内容を記入願います。

回 答

団体名（一般財団法人大阪府視覚障害者福祉協会）

（要望項目）

2 大阪府立福祉情報コミュニケーションセンターにおいて、視覚障害者福祉のための事業が、継続的かつ十分に実施できるように支援してください。

（回答）

- 視覚障がい者福祉のための事業が、継続的かつ十分に実施できるよう、必要な予算を確保し、引き続き取り組んでまいります。
- あわせて、当該施設が視覚障がい者の方や近隣住民の方にとって利用しやすいものとなるよう、引き続き、大阪府立福祉情報コミュニケーションセンターの指定管理者である一般財団法人大阪府視覚障害者福祉協会のご意見も伺いながら進めてまいります。

（回答部局課名）

福祉部 障がい福祉室 自立支援課

※要望項目欄に項目番号と内容を記入願います。

回 答

団体名（ 一般財団法人大阪府視覚障害者福祉協会 ）

（要望項目）

- 3 「第5次大阪府障がい者計画」の実績・進捗を踏まえ、「第6次大阪府障がい者計画」が実効性のあるものとなるように協議・策定してください。

（回答）

- 第5次大阪府障がい者計画では、「全ての人間（ひと）が支え合い、包容され、ともに生きる自立支援社会づくり」を基本理念に掲げるとともに、三つの最重点施策として、「入所施設や精神科病院からの地域生活への移行の推進」、「障がい者の就労支援の強化」及び「専門性の高い分野への支援の充実」を位置づけています。
- 計画の推進に当たっては、その進捗状況を適宜大阪府障がい者施策推進協議会に報告し、評価をいただきながら、障がい者の地域における自立と社会参加の実現に向け、総合的かつ計画的に施策を展開しています。
- 本年6月に取りまとめられた意見具申では、障がい者の権利に対する理解を深め、真の共生社会・インクルーシブな社会の実現をめざす方向性が示されました。基本理念については、「すべての人が認め合う、いのち輝く自立支援社会づくり」とし、最重点施策については、現行計画における地域生活への移行の取組を発展させ、本人の意向を踏まえた多様な暮らしの実現をめざし、また、専門性の高い分野については、強度行動障がいの状態にある方々への支援の充実を含めて取り組むべきとの提言がなされました。
- 次期計画の策定に当たっては、この意見具申に加え、昨年度実施した生活ニーズ実態調査の結果や現行計画の実績・進捗状況等を踏まえるとともに、障がい当事者をはじめとする幅広い関係者の意見をお伺いしながら、検討を進めてまいります。

（回答部局課名）

福祉部 障がい福祉室 障がい福祉企画課

※要望項目欄に項目番号と内容を記入願います。

回 答

団体名（ 一般財団法人大阪府視覚障害者福祉協会 ）

（要望項目）

- 4 すべての府民（府内の公的機関、教育機関等に所属・関与する者を含む。）を対象に、視覚障害者を正しく理解するための啓発活動を充実してください。特に大学生や高校生など若年層の意識向上に資するような連携事業等の推進に努めてください。

（回答）

- 啓発活動を通じて障がい者に対する理解を深めることは、障がいのある方々が社会の一員として障がいのない方々とともに生活し、活動することができる社会の実現に向けた重要な取組であると認識しています。
- 府政情報室では、障がい者に対する理解を深めるための広報手段として、広報紙「府政だより」や各種 SNS などの広報媒体を活用しており、広報活動にあたっては、府民にしっかりと内容が伝わるよう、わかりやすい情報発信に努めているところです。
- 令和 7 年度は、「府政だより」や SNS を活用し、「障がい者週間」の周知や就労支援の促進をはじめ、福祉医療費助成制度や、障がいを理解するための研修、若年層に向けた拡大教科書など、関係部局が発信する障がい者に対する理解を深めるための情報を積極的に発信してきたところです。
- 今後とも、ご要望の趣旨を踏まえつつ、府政情報室が有する広報媒体を活用し、関係部局と連携しながら啓発活動に努めてまいります。
- 府ではさまざまな障がいについての理解を深めていただくために、ハンドブックを作成しており、その中で視覚障がいにつきましても、主なお困りごとや望ましい配慮の例を掲載しております。また、白杖、盲導犬、点字ブロックについても紹介しております。
- この冊子については、庁内での研修はもちろんのこと、府内市町村が実施する研修等で活用していただいたり、事業者団体を通じて会員企業に配布いただくなど、多くの方に活用いただけるよう努めております。また、大学での研修においても冊子を配布し、若年層への理解促進に努めております。
- 今後とも、若い世代を含め、府民全体への啓発の充実を図ってまいります。

○ 大阪公立大学においては、盲導犬の活動に関する普及啓発のため、キャンパスにおける情報発信を行っています。

（回答部局課名）

副首都推進局 公立大学法人担当

府民文化部 府政情報室 広報広聴課

福祉部 障がい福祉室 障がい福祉企画課

回 答

団体名（一般財団法人大阪府視覚障害者福祉協会）

（要望項目）

4 すべての府民（府内の公的機関や教育機関等に所属又は、関与する者を含む。）を対象に、視覚障害者を正しく理解するための啓発活動を充実してください。特に大学生や高校生など若年層の意識向上に資するような連携事業等の推進に努めてください。

（回答）

- 府職員については、これまでから採用時や昇任時等の研修の機会をとらえて、視覚障がい者を取り巻く課題に関する意識啓発を行っているところです。
- 今年度も、約 480 名の新規採用職員を対象とした研修において、点字体験実習にご協力いただくとともに、障がい特性への理解・対応について、熱心かつ丁寧にご講義いただき、誠にありがとうございました。これらの直接指導を受けることのできる研修は、公務員としての福祉感覚を養う貴重な機会となっています。
- 今後とも、新規採用職員研修をはじめ、全職員が受講できる「視覚障がい者に関する理解を深める研修」や、課長補佐級昇任者全員が受講する「人権問題研修」等を通じ、障がいのある方への理解を深めていきたいと考えています。
- 引き続き、ご協力のほどよろしくお願いいたします。

研修の状況（R8）

①各階層別研修における研修

対象：各階層の職員

内容：障がい者問題等に関する講演 等

※新規採用職員研修時に、障がい理解を深めるための講演（R2～）及び点字体験実習（H23～）を実施

②視覚障がい者に関する理解を深める研修

対象：職務上関係する職員等

内容：点字実習、視覚障がい者による講話 等

（回答部局課名）

総務部 人事課（傍線部について回答）

※要望項目欄に項目番号と内容を記入願います。

回 答

団体名 (一般財団法人大阪府視覚障害者福祉協会)

(要望項目)

- 4 すべての府民（府内の公的機関や教育機関等に所属又は、関与する者を含む。）を対象に、視覚障害者を正しく理解するための啓発活動を充実してください。特に大学生や高校生など若年層の意識向上に資するような連携事業等の推進に努めてください。

(回答)

- 視覚障がいのある児童生徒と周りの児童生徒が「ともに学び、ともに育つ」教育を進めていくためには、視覚障がいに対する理解を深める教育を推進するとともに、互いに尊重しあえる人間関係づくりを推進することが重要です。
- 府内小中高等学校においては、障がいについて理解を深める教育を行っており、特に、視覚障がいについては、障がい者福祉施設等と連携しながら、アイマスクによる体験学習や、自分たちの町のバリアフリーの状況を調べる学習、視覚障がいのある方を講師とした講演会など、様々な取り組みを実施しています。
- 大阪府教育センターでは、小学校、中学校、高等学校、支援学校の「初任者研修」において、「視覚障がいの特性や指導・支援のポイント」、「視覚障がい者のための教材・教具」等について理解を深めております。また、「支援学校初任者研修」では、「授業づくり」研修の中で、視覚障がいのある子どもが安心して学習することができる環境の整備について、「点字ブロック」や「音声化と触察」等を説明し、「点字」「拡大教科書」や「単眼鏡・ルーペ類」「拡大読書器」等の視覚補助具等を示しながら、視覚障がいのある子どもの教育に関する専門的な知識・技能について研修を実施しております。
- さらに、府内の教職員を対象にした「支援教育実践研修 A」においては、「視覚障がいのある子どもの支援と機器」というテーマで、当事者体験等を通じて、視覚障がいのある子どもの特性を知り、白杖などの歩行補助具や点字器、点字ディスプレイを示し、支援の方法や指導の実際について学ぶ機会を設けるとともに、年度によっては、視覚障がいのある当事者の願いや経験についてお話を伺い、子どもへの実際の指導にどう生かすかを学ぶ研修を実施しております。
- 今後とも、障がいについて、より正しく理解するための教育や研修の充実に努めてまいります。

(回答部局室課名)

教育庁 教育振興室 高等学校課

教育庁 市町村教育室 小中学校課

※要望項目欄に項目番号と内容を記入願います。

回 答

団体名（一般財団法人大阪府視覚障害者福祉協会）

（要望項目）

6 障害者差別解消法の趣旨を徹底するため、大阪府が制定したガイドラインが実効性を発揮するよう努めてください。

- （１）市町村とも連携して、より一層積極的かつ効果的に、合理的配慮の義務化及び必要性について府民（事業者を含む。）への啓発を行ってください。
- （２）大阪府や市町村の職員対応等の運用に当たっては、視覚障害者への正しい理解の徹底をはかり（対応マニュアル作成等）、職員による代読、代筆をはじめ、視覚障害者が不自由しない窓口対応に努めてください。
- （３）視覚障害者にとってはスーパーのセルフレジや飲食店のタッチパネルなど画面上の操作が困難であることへの理解を深め、有人レジの設置や必要時に操作の支援が得られるよう、働きかけてください。

（回答）

（１）

○ 大阪府障がい者差別解消条例が令和３年４月に改正され、事業者による合理的配慮の提供が義務化されたことに伴い、事業者を含め府民に対して法の趣旨や合理的配慮について周知・啓発に努めております。また、障害者差別解消法が令和６年４月に改正され、法においても事業者による合理的配慮の提供が義務化され、啓発の重要性はより増していると認識しております。

○ 府では、令和７年３月に府民へよりわかりやすく法の趣旨や合理的配慮の提供の必要性を伝えることを目的に、「大阪府障がい者差別解消ガイドライン」（以下「ガイドライン」という。）を改訂しました。ガイドラインを用いて、市町村とも連携し、より多くの府民に法の趣旨等を理解していただけるよう、引続き取り組んでまいります。

（２）

○ 府では、任命権者ごとに「障がいを理由とする差別の解消の推進に関する職員対応要領」（以下「対応要領」という。）を定めており、「職員対応に係る留意事項」の中で「合理的配慮に当たり得る意思疎通の配慮の具体例」として「本人の依頼がある場合には、代筆や代読といった配慮を行う」等の記載をし、適切な対応に努めております。

○ 今後とも、府職員に対して障がい特性や合理的配慮に関する認識を徹底し、適切に対応できるよう、対応要領に加え、障がい種別ごとに特性等を紹介した「障がい理解ハンドブック」や合理的配慮の具体的な事例を記載した

ガイドラインなどを活用し、職員研修の実施に取り組んでまいります。

- 市町村職員の対応に関しては、各市町村において自主的に取り組まれるべき事項ではありますが、府として必要に応じて各市町村へ助言等を行うなど、引続き市町村に対する支援もしてまいります。

(3)

- 府では、ガイドラインに、障がいのある人に対する情報保障の配慮姿勢や対応例を盛り込むとともに、合理的配慮の提供に関して、「視覚障がいのある人等への介添え」や「タッチパネル操作が困難な顧客への声かけ、操作の代行」等の具体的な事例を掲載しています。
- それぞれの事業者における障がい理解が深まり、各場面に応じて必要かつ合理的な配慮を行うことができるよう、今後とも、具体的な事例の紹介や、事業者団体等への出張講義、府主催の障がい者差別解消研修の開催等の取組みを推進してまいります。

(回答部局課名)

(1)(2)(3) 福祉部 障がい福祉室 障がい福祉企画課

(2) 大阪府部分のみ：総務部 人事課、
教育庁 教育総務企画課、
教育庁 教職員室 教職員人事課、
大阪府警察本部

回 答

団体名（一般財団法人大阪府視覚障害者福祉協会）

（要望項目）

11 マイナ保険証は、その利用者に視覚障害者が存在することを前提とした利用方法の開発に努めてください。

（１）マイナ保険証を認証するための装置は、タッチパネル等により視覚障害者が操作することが困難な機器が多く、対応可能な機器の普及を医療機関に導入できるよう各機関に働きかけてください。普及が完遂できるまでは、健康保険の資格確認書の発行、利用を継続してください。

（回答）

○ 健康保険証とマイナンバーカードの一本化については、「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律（令和５年法律第４８号）」及び「国民健康保険法（昭和３３年法律第１９２号）」を含む医療保険各法の改正により、国において全国的に統一した制度として定められています。

○ それに基づき、マイナ保険証（健康保険証の利用登録がされたマイナンバーカード）を保有していない方には、当分の間、本人の申請によらず市町村において資格確認書を交付、また、マイナ保険証を持っていたとしても、障がいのある方等のマイナンバーカードでの受診等が困難な方には、申請いただくことで、資格確認書を交付することとされています。

○ 大阪府としましては、引き続き、資格確認書の発行及び利用の継続について、市町村と連携してまいります。

（回答部局課名）

健康医療部 健康推進室 国民健康保険課（下線部の国民健康保険制度に係る部分について回答）

※要望項目欄に項目番号と内容を記入願います。

回 答

団体名（ 一般財団法人大阪府視覚障害者福祉協会 ）

（要望項目）

11 マイナ保険証は、その利用者に視覚障害者が存在することを前提とした利用方法の開発に努めてください。

（2）マイナ保険証に「特定疾患医療受給者証」や各自治体発行の医療証が紐づけられるようにしてください

（回答）

○ 大阪府が交付している、指定難病に係る「特定疾患医療受給者証」、「小児慢性特定疾病医療受給者証」及び精神通院医療に係る「自立支援医療受給者証」については、令和7年3月から、マイナンバーカードによる資格確認に対応しており、その他の受給者証等についても、対応に向け、現在、システム改修等を進めています。

（回答部局課名）

健康医療部 保健医療室 地域保健課
健康推進室 健康づくり課

※要望項目欄に項目番号と内容を記入願います。

回 答

団体名（ 一般財団法人大阪府視覚障害者福祉協会 ）

（要望項目）

- 11 マイナ保険証は、その利用者に視覚障害者が存在することを前提とした利用方法の開発に努めてください。
- （2）マイナ保険証に「特定疾患医療受給者証」や各自治体発行の医療証が紐づけられるようにしてください

（回答）

- 重度障がい者などの地方単独医療費助成医療証については、マイナ保険証に紐づけられるよう、国主導のもと、現在、各自治体においてシステム改修等が進められているところです。

（回答部局課名）

福祉部 障がい福祉室 地域生活支援課

※要望項目欄に項目番号と内容を記入願います。

回 答

団体名（一般財団法人大阪府視覚障害者福祉協会）

（要望項目）

13 読書バリアフリー法について

（１）同法の目的を実現するため、視覚障害者が容易に読書できるよう、読書環境の整備を積極的に推進してください。

（回答）

- 大阪公立大学においては、全学的取り組みとして、障がい等を理由とした支援を必要とする学生のための相談・支援窓口となるアクセシビリティセンターを設置しており、合理的配慮に基づき、必要に応じて対応することが可能な環境を整えています。
- 具体には、大阪公立大学においては、低視力や弱視など見えづらい方の読み書きを支援するため、拡大読書器の設置や読み上げ対応の電子ブックの充実を図るほか、申請に応じて資料の電子化サービスを提供しています。
- 大阪公立大学工業高等専門学校においては、視野狭窄等の視覚障がいのある人の読書をサポートするリーディングトラッカーを設置し、視覚障がいのある学生などの読書環境の整備を進めています。

（回答部局課名）

副首都推進局 公立大学法人担当

※要望項目欄に項目番号と内容を記入願います。

回 答

団体名（一般財団法人大阪府視覚障害者福祉協会）

（要望項目）

13 読書バリアフリー法について

- （１）同法の目的を実現するため、視覚障害者が容易に読書できるよう、読書環境の整備を積極的に推進してください。
- （２）同法に基づく市町村計画の策定が促進されるよう、積極的に働きかけてください。また、市町村の公立図書館における「サピエ」への登録、端末操作指導員の設置等が促進されるよう市町村に働きかけてください。

（回答）

（１）

- 府では、令和元年６月に施行された「視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する法律」及び国の「基本計画（第二期）」を踏まえ、基本的な施策の方向性を継承しつつ、令和８年３月に「第二期大阪府視覚障がい者等の読書環境の整備の推進に関する計画」を策定しました。
- 計画の推進にあたっては、様々な読書方法や読書支援サービスの周知を目的としたリーフレットを府立図書館等が開催するイベントで配布するとともに、読書支援機器の操作体験の機会を提供しました。
また、ホームページにおいて、府内公立図書館が開催する読書バリアフリーに係るイベント情報の提供を行いました。
- 今後も引き続き同計画の周知を行うほか、府立図書館等におけるアクセシブルな書籍等の収集・製作、製作したデータ等のサピエ図書館等への提供、書籍・データの相互貸出などを継続して実施し、施策のさらなる普及と活用 の促進に努めてまいります。
- さらに、大阪府教育庁においては、視覚障がい者等の多様なニーズに対応できるよう、アクセシブルな書籍等の充実及び読書支援機器等の整備の推進が図られるよう、国に対し要望を行ってまいりました。今後も、視覚障がい者等の読書支援機器等の整備の推進が図られるよう、引き続き要望等を行うとともに、国の動向を注視してまいります。

(2)

- 府内市町村において、読書バリアフリー法にかかる理解を深め、計画の策定をはじめ地域の状況に応じた施策が推進できるよう支援し、府域全体の読書環境整備を図ってまいります。

(回答部局課名)

教育庁 市町村教育室 地域教育振興課
福祉部 障がい福祉室 自立支援課

※要望項目欄に項目番号と内容を記入願います。

回 答

団体名 （ 一般財団法人大阪府視覚障害者福祉協会 ）

（要望項目）

14 視覚支援学校に点字指導のできる教員を中長期的に確保してください。

（回答）

- 府立視覚支援学校においては、教員の点字指導に係る専門性の維持・向上のため、新たに視覚支援学校に赴任した教員等に対し、校内研修を実施しております。
- 引き続き、幼児児童生徒のニーズもふまえた点字指導に取り組んでまいります。

（回答部局室課名）

教育庁 教育振興室 支援教育課

※要望項目欄に項目番号と内容を記入願います。

回 答

団体名（ 一般財団法人大阪府視覚障害者福祉協会 ）

（要望項目）

18 視覚障害者の自立と社会参加促進のため、最も重要である雇用の促進と就労支援を充実してください。

（1）大阪府や民間企業において、視覚障害者がより多く雇用されるようにしてください。また、障害者雇用における視覚障害者の雇用実態を把握し、効果的な施策を充実させてください。

（回答）

○ 大阪府では、「障害者の雇用の促進等に関する法律」の趣旨を踏まえ、昭和55年度より、身体障がい者を対象とする職員採用選考として、令和元年度からは障がい者を対象とする職員採用選考として採用選考を実施し、雇用の促進に努めてきたところです。

○ この採用選考の実施においては、受験資格を視覚障がい者に限定した電話交換手職を設ける等、視覚障がい者の雇用促進にも努めており、これまで、視覚障がい者59名を含む276名を採用し、視覚障がい者については、電話交換や事務系職場で勤務いただいているところです。

○ また、障がい者を含む幅広い方々に受験いただける競争試験等においても、より多くの視覚障がい者に挑戦していただけるよう、従来から点字、音声パソコン、拡大文字による受験機会を設けております。

○ 今後とも、障がい者が幅広く能力を発揮できるよう、職域開拓に努めながら、着実に取組んでまいります。

（回答部局課名）

総務部 人事課

※要望項目欄に項目番号と内容を記入願います。

回 答

団体名（ 一般財団法人大阪府視覚障害者福祉協会 ）

（要望項目）

18 視覚障害者の自立と社会参加促進のため、最も重要である雇用の促進と就労支援を充実してください。

（1）大阪府や民間企業において、視覚障害者がより多く雇用されるようにしてください。また、障害者雇用における視覚障害者の雇用実態を把握し、効果的な施策を充実させてください。

（下線部について回答）

○ 大阪府内における民間事業主の障がい者の雇用状況（令和7年6月1日時点（大阪労働局公表））は、雇用者数、実雇用率とも過去最高を更新し、着実に障がい者雇用が進展しているものの、全国と比べると、実雇用率や法定雇用率達成企業割合は、まだ低位にあり、特に中小事業主において法定雇用率が達成されていない状況が続いています。

○ 大阪府では、民間事業主の障がい者の雇用状況を改善するため、「大阪府障害者等の雇用の促進等と就労の支援に関する条例（ハートフル条例）」に基づき、契約の締結や補助金の交付の相手方など府と関係のある事業主に対し、法定雇用率の達成に向けた指導や支援を行うとともに、法定雇用率未達成の府内にのみ事務所・事業所を有する常用労働者40人以上100人以下の中小事業主（特定中小事業主）に対し、障がい者の雇用状況の報告や雇用推進計画の作成・提出を努力義務として求め、雇用推進計画の作成支援等、計画の達成に向けたきめ細かな支援を行っているところです。

なお、令和8年7月以降は、法定雇用率が引き上げられましたので37.5人以上の事業主が対象となります。

○ 今後とも、視覚障がいのある方をはじめ、一人でも多くの障がいのある方がより多くの企業に就職することができるよう、大阪労働局をはじめ関係機関との連携を図りながら雇用機会の拡大に努めてまいります。

（回答部局課名）

商工労働部 雇用推進室 就業促進課

※要望項目欄に項目番号と内容を記入願います。

回 答

団体名（一般財団法人大阪府視覚障害者福祉協会）

（要望項目）

18 視覚障害者の自立と社会参加促進のため、最も重要である雇用の促進と就労支援を充実してください。

（2）介護保険施設等で視覚障害者機能訓練指導員がより多く雇用されるよう支援してください。

（回答）

○ 府においては、介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）に対し、平成 30 年度の機能訓練指導員の資格要件に鍼灸師等が追加されて以降、介護報酬の個別機能訓練加算も活用し、積極的に視覚障がい者の雇用を進めていただくよう呼びかけており、令和 8 年度当初では、府所管の 136 施設中 3 施設で 3 名が雇用されております。

○ 視覚障がい者の機能訓練指導員としての採用は、障がい者の就労の機会を広げ、利用者へのサービスを向上するという観点からも、大変重要なことであると考えており、昨年度に引き続き、令和 8 年 4 月 27 日付で、各施設に「視覚障がい者あん摩マッサージ指圧師及び鍼灸師等の雇用に関する求人情報の提供」について依頼しており、雇用促進に向け、求人情報の収集にも努めております。

○ また、政令市及び中核市に対して、所管施設での視覚障がい者機能訓練指導員の雇用状況を照会したところ、大阪市において 2 施設 2 名、堺市において 2 施設 2 名、東大阪市において 1 施設 1 名、豊中市において 1 施設 1 名、吹田市において 2 施設 2 名の方が雇用されていると回答がありました。政令市、中核市との意見交換の場において、積極的な雇用について働きかけるなど、引き続き、府として、視覚障がい者機能訓練指導員がより多く雇用されるよう努めてまいります。

（回答部局課名）

福祉部 高齢介護室 介護事業者課

※要望項目欄に項目番号と内容を記入願います。

回 答

団体名（ 一般財団法人大阪府視覚障害者福祉協会 ）

（要望項目）

18 視覚障害者の自立と社会参加促進のため、最も重要である雇用の促進と就労支援を充実してください。

（３）ICT 等を活用した在宅勤務なども含め、視覚障害者の職業拡大・開拓を積極的に進めてください。また、その職で自立できる職業訓練を充実してください。

（４）職業に必要なスキルを得るための教育・ICT などの訓練をより受けやすくするとともに、求職中の者だけでなく、在職者や学生も受けやすいものとなるよう配慮してください。

（回答）

（３）

○ 視覚障がい者全般の職業拡大・開拓については、障害者雇用促進法に定められているとおり、障がい者の雇用に関する情報の収集、分析及び提供等をおこなう独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構の障害者職業総合センターの役割として認識しています。

○ なお、大阪府としては、障がい者の社会参加や雇用・就労支援について、福祉部、商工労働部、教育庁が役割分担と連携の下、各種の施策を推進しており、視覚障がい者の職業能力開発や人材育成についても各部局が次の取り組みを進めています。

▽福祉部：

- ・就労移行支援事業所、就労継続支援事業所などの障害福祉サービス事業所において、在宅でも可能なデータ入力作業など、障がいに応じた就労に向けた訓練・支援を受けることができます。府は事業所の支援力向上及び発注促進支援を行っております。
- ・在宅就業支援団体に委託し、庁内外の会議録音データの文字起こし等の IT 関連業務について「障がい者在宅就業マッチング支援事業」を実施しています。
- ・大阪府 IT ステーションにおける「視覚障がい者就労支援 IT 講習」、「e-ラーニング講座」を実施しています。

▽商工労働部：

- ・大阪障害者職業能力開発校における職業訓練として「オフィス実践科※」、
 - ・特別委託訓練として「情報処理科」、「ビジネス科」、
 - ・民間教育訓練機関等における短期委託訓練として「PC活用科」を実施。
- ※「オフィス実践科」は視覚障がい者を含む障がい者（障がいの種別を問わない）科目として実施し、重度視覚障がいの方に対しては、支援機器（拡大読書器、音声読み上げソフト）を導入しています。

▽教育庁：

- ・府立視覚支援学校における、あん摩マッサージ指圧師・はり師・きゅう師等を養成するための教育課程の編成
- ・職場実習等、生徒の障がいの状況をふまえた進路指導・支援等を実施しています。

- 今後も視覚障がいのある方がより多くの企業に就職することができるよう、独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構の障害者職業総合センターをはじめ関係機関との適切な役割分担の下、連携を図りながら雇用機会の拡大に努めてまいります。

(4)

- 求職者を対象とした職業訓練につきましては、特別委託訓練において、情報処理科など訓練期間が1年間の2科目で、4月と10月に入校時期を設定するとともに、民間教育訓練機関（社会福祉法人）への委託訓練では、訓練期間が3か月間の科目を随時開講に設定するなど、ニーズに応じた職業訓練を受けることが可能となるようにしております。

在職者を対象とした職業訓練につきましては、大阪障害者職業能力開発校等で「テクノ講座」を実施しております。また、民間教育訓練機関（社会福祉法人）から、職業訓練指導を担当する職員を在職する事業所に派遣する3か月以内の職業訓練を実施しており、視覚障がい者のスキルアップと職場定着を支援する仕組みづくりに取り組んでおります。

- 大阪府 IT ステーションでは、就労をめざす障がいのある方が、IT を活用して就労できるよう、相談支援やIT 講習を行っています。
また、府内の障がいのある方やその支援者向けに、ICT サポート相談窓口を設置し、相談対応や音声読み上げソフトや点字機器等展示・体験などの支援を行っています。

(回答部局課名)

商工労働部 雇用推進室 人材育成課
商工労働部 雇用推進室 就業促進課
福祉部 障がい福祉室 自立支援課
教育庁 教育振興室 支援教育課

※要望項目欄に項目番号と内容を記入願います。

回 答

団体名（ 一般財団法人大阪府視覚障害者福祉協会 ）

（要望項目）

19 視覚障害者の職業自立を図るため、視覚障害者の三療業を守る支援をしてください。

（１）三療業者（鍼・灸・マッサージ）の無免許営業、無資格類似業者の取締りを強化してください。

（回答）

○ 施術所の開設については、あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゆう師等に関する法律（以下、「法」という。）の規定に基づき、保健所に届け出なければならないことから、その際に、業務に従事する施術者の資格確認を徹底しております。

○ また、施術所において免許資格を持たない者が従事しているとの情報の提供を受けたときは、速やかに保健所職員による調査や適切な指導等を行っており、今後とも、しっかりと取り組んでまいります。

○ なお、平成28年6月29日付けで施術所に関して広告し得る事項（※）が一部改正され、開設届を提出済みであることが広告可能事項に追加されたことに伴い、府保健所においては、平成29年5月から、施術所開設者からの申請に基づき「開設届出済証」の発行を開始し、大阪市など保健所設置市保健所においても同様に対応しております。また、視覚障がい者の申請については、代行入力を行っております。

広告物として掲示していただくことにより、施術所の利用者自身が施術を受ける前に、法の規定に基づき府に開設届が行われている施術所か否かを確認できるようになりました。

施術所及び利用者の双方にとって有益なこの制度について、府ホームページ等により、今後とも周知を図ってまいります。

※あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゆう師等に関する法律第七条第一項第五号の規定に基づくあん摩業等又はこれらの施術所に関して広告し得る事項

（回答部局課名）

健康医療部 保健医療室 保健医療企画課

※要望項目欄に項目番号と内容を記入願います。

回 答

団体名（ 一般財団法人大阪府視覚障害者福祉協会 ）

（要望項目）

19 視覚障害者の職業自立を図るため、視覚障害者の三療業を守る支援をしてください。

（2）柔道整復に係る不正な保険請求を取り締まってください。

（回答）

○ 大阪府では、患者等からの情報に基づき、柔道整復師への指導が必要であれば、近畿厚生局と連携して個別指導を実施しています。指導の中で不正又は著しい不当な療養費の請求が疑われた場合は、監査を実施し、不正等の事実が認められれば、療養費を返還させるとともに、向こう 5 年間の受領委任の取扱いを中止する行政措置を行っています。

令和 7 年度は個別指導を 1 件実施しました。

柔道整復施術における健康保険証の適正な使用のためには、患者に対する啓発も重要であることから、大阪府ホームページ「国民健康保険の広報のページ」に、令和 7 年 12 月広報分として、市町村との広報共同記事を掲載するとともに、保険者から加入者あてに発送される医療費通知を活用し、府民への周知・啓発を行っています。

また、施術所からの柔道整復療養費に係る支給申請については、学識経験者や保険者代表、施術者代表に対して大阪府から委嘱した審査委員が、支給に係る審査機関である国民健康保険団体連合会において、内容審査等を毎月行っています。

柔道整復師に対する指導・監査の実施にあたっては、不正な保険請求は、許さないという厳しい姿勢で臨んでまいります。

（回答部局課名）

健康医療部 健康推進室 国民健康保険課

※要望項目欄に項目番号と内容を記入願います。

回 答

団体名（ 一般財団法人大阪府視覚障害者福祉協会 ）

（要望項目）

19 視覚障害者の職業自立を図るため、視覚障害者の三療業を守る支援をしてください。

（3）あん摩マッサージ指圧師・はり師・きゅう師養成校の増設を無制限に認められないよう、国に働きかけてください。

（回答）

○ あん摩マッサージ指圧師の養成施設の新設・増設又は生徒の定員増加の申請については、都道府県知事より所管官庁である厚生労働省あて進達します。

○ その際、あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師等に関する法律第 19 条第 1 項の規定等に照らして、当該養成施設の認定や生徒の定員増加の承認の妥当性に関する知事の意見や厚生労働省による当該認定等の可否判断の参考となるべき事項を書面で添付しています。

○ 本府においては、これまで申請書を厚生労働省に進達する際には、晴眼者のあん摩マッサージ指圧師が増加すれば、

- ・府内の視覚障がい者の就職の機会等が著しく減少する恐れがあること
- ・晴眼者との競合が激しくなることにより、視覚障がいのある施術者の生計の維持が困難になること
- ・多くの団体から設立に対し反対の意見が表明されていること

から、申請内容の審査にあたっては慎重な取り扱いをお願いしたい旨の意見を付しております。

（回答部局課名）

健康医療部 保健医療室 保健医療企画課

※要望項目欄に項目番号と内容を記入願います。